

1. 趣旨

地方公会計の整備により把握される「資産老朽化比率」等について、今後の財政分析に活用していく上での有用性や課題を検証する。

(参考) 地方公会計の整備により把握される指標

○資産老朽化比率

公共施設等の老朽化の傾向を把握することができる指標。

$$\text{資産老朽化比率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産評価額} + \text{減価償却累計額}}$$

○債務償還可能年数

実質債務が償還財源の何年分あるかを示す指標。

$$\text{債務償還可能年数} = \frac{\text{将来負担額}^{(\ast 1)} - \text{充当可能基金残高}^{(\ast 1)}}{\text{業務収入等}^{(\ast 2)} - \text{業務支出}^{(\ast 3)}}$$

※1 将来負担額及び充当可能基金残高については、地方公共団体財政健全化法上の将来負担比率の算定式による。

※2 業務収入は、資金収支計算書(地方公会計)における業務収入(地方税、地方交付税等)による。また、「業務収入等 = 業務収入 + 減収補填債特例発行額 + 臨時財政対策債発行可能額」とする。

※3 業務支出は、資金収支計算書(地方公会計)における業務支出(人件費、物件費、補助金等)による。

2. 検証内容

○「資産老朽化比率」の算出に必要な減価償却費については、法定耐用年数に基づいて算出することとされているが、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」において、建物等の改築や更新等の長寿命化対策と耐用年数との関係については今後の検討課題とされたため、耐用年数の設定のあり方について検討する。

(参考) 統一的な基準による地方公会計マニュアル(抜粋)

「建物等の改築や更新等を実施した場合であって、資本的支出に該当する場合は、(中略)その支出金額を固有の取得価額として、既存の償却資産と種類及び耐用年数を同じくする別個の資産を新規に取得したものとして、その種類と耐用年数に応じて減価償却を行うこととしますが、このような資産の長寿命化対策と耐用年数との関係については、今後の検討課題とします。」

○「資産老朽化比率」や「債務償還可能年数」について、今後の財政分析への有用な活用手法を検討する。

地方公会計上の耐用年数に関する調査

1. 調査の目的

「資産老朽化比率」の算出に必要な減価償却費については、法定耐用年数に基づいて算出することとされているが、

- ・実際には、地方公共団体において法定耐用年数を超えて施設が利用されているなど、法定耐用年数を用いた当該比率が必ずしも実態を反映していないのではないか
- ・公共施設等の長寿命化対策を実施した場合においても、単純に耐用年数が延長されるわけではないため、長寿命化対策が財務諸表上に反映されないのではないか

といった課題があるため、地方公会計上の耐用年数の実態把握、諸外国の事例調査等を行うことで、今後の耐用年数の設定のあり方等を検証する。

2. 調査の概要

○耐用年数に関するサンプル調査

固定資産台帳を整備済の地方公共団体を対象として、アンケート調査及びヒアリング調査を実施

(主な調査項目)

- ・所有資産のうち、法定耐用年数を超過して使用しているものの割合
- ・法定耐用年数を超過している資産のうち、超過している年数が最も長い資産について、法定耐用年数と実際の使用年数がどの程度乖離しているか
- ・資産マネジメントや老朽化比率の算定に関して、法定耐用年数以外の耐用年数を設定しているかどうか

○諸外国における耐用年数の調査

IPSAS（国際公会計基準）や諸外国の公会計等における耐用年数の取扱いについて、文献調査等を実施

○その他

わが国の地方公会計において、会計上の耐用年数として法定耐用年数を採用する一方で、公共施設等のマネジメントのために固定資産台帳の追加記載項目に使用可能年数を設定する場合の有効性等を検討